

住宅宿泊事業にかかる 宿泊者名簿について

- ★ 住宅宿泊事業法第8条第1項の規定に基づき、届出住宅（又は届出者の営業所・事業所）に宿泊者名簿を備えてください。
- ★ 京都市住宅宿泊事業の適正な運営を確保するための措置に関する条例第12条第4項の規定に基づき、面接の方法により全ての宿泊者の本人確認及び人数確認をし、宿泊者名簿の記載等を行ってください。
- ★ 宿泊者名簿には、宿泊者全員の記載が必要です。
- ★ 宿泊者名簿には以下の項目を記載することが義務付けられています。

①宿泊者氏名 ②住所 ③職業 ④国籍（※）
⑤旅券番号（※） ⑥宿泊日（到着年月日／出発年月日）

※ ④、⑤は日本国内に住所を有しない外国人宿泊者（以下「外国人宿泊者」という）の方が対象です。

- ★ 外国人宿泊者の方の場合には、宿泊者名簿とともに旅券（パスポート）の写しを保管してください。

※ 裏面に日本語、英語によるパスポート提示の案内文書を掲載していますので御活用ください。

- ★ 宿泊者名簿（旅券（パスポート）写しを含む。）は3年以上保管してください。

京都市医療衛生センター 住宅宿泊事業審査担当

(TEL 075-748-1313)

パスポート呈示等のお願い

日本政府は、法令に基づき、「日本国内に住所を持たない外国人」の方の宿泊に際しては、*氏名 *住所 *職業 *宿泊日の記載に加えて*国籍及び*旅券番号の記載とパスポートの呈示及びコピーを義務付けましたので、御理解、御協力をお願いいたします。

Request for producing of passports, etc. for identification purposes

Under the relevant laws and regulations ,the Japanese Government is requiring “foreign nationals who do not possess an address in Japan” to provide their *nationality and * passport number in addition to their * name ,*address , *occupation, and *check in/out date, and produce and make a copy of their passport upon checking in at lodgings. Your understanding and cooperation is appreciated.

宿泊者名簿（例）

名前 (Name)		年齢 (Age)	
住所 (Address)			
職業 (Occupation)		電話番号 (Phone number)	Country code:
到着年月日 (Check-in date)		出発年月日 (Check-out date)	
国籍 (Nationality)		旅券番号 (Passport number)	

私は、ハウスルールの内容について、スタッフから説明を受け、内容について理解しました。

私はそれらの注意事項を守り、マナーを守って滞在します。

I got an explanation from the staff about the contents of house rules and understood the contents.

I will keep the house rules and stay with good manners.

署名 (signature) _____